#### 全国健康保険協会宮崎支部からのお知らせ



# 協会けんぼみやざき

## 協会けんぽの電子申請がスタートします

**令和8年1月**からオンラインで各種給付金の申請ができる電子申請がスタートします。電子申請は郵送に係る手間が必要ないことや、申請後の処理状況がオンラインで確認できること等、メリットがたくさん!ぜひご利用ください。詳しくはこちらのホームページをご覧ください。

ホームページはこちらから!

## 緊急時以外は平日の診療時間内に受診しましょう!

夜間や休日は緊急性の高い重症患者や入院患者に対応する時間帯です。この時間帯での受診は自己負担が増加するとともに緊急で治療が必要な方の治療機会を奪うことになります。やむを得ない場合を除き、診療時間内に受診するようにしましょう!

加算額の対象となる日時と加算額は下の表をご覧ください。

加算額の対象		加算額(3割負担の場合)	
		初診料	再診料
休日加算	日曜日・祝日	+750円	+570円
時間外加算	平日: 概ね6~8 時/18~22 時 土曜: 概ね6~8 時/12~22 時	+260円 (+690円)	+200円 (+540円)
深夜加算	22 時~翌 6 時	+1,440円	+1,260円

( )内は緊急病院などの場合の額です。

## 第三者による行為が原因で健康保険を利用する場合は、 「第三者行為による傷病届」をご提出ください

#### ~なぜ届け出が必要なの?~

第三者の行為によるケガ・病気の治療費は本来、加害者が負担す べきものです。そのため、これらの治療にあたり健康保険を利用す る場合は、協会けんぽが後日、加害者(加害者が加入する損害保険会 社)に対して医療費を請求します。そのために「第三者行為による傷 病届」が必要となります。

### 「第三者行為による傷病届」の提出が必要な場合



交通事故(他人との接触事故や 白損事故での同乗者の場合も含む)



他人の飼い犬にかまれたとき



暴力行為でケガをしたとき

第三者行為による傷病届の 詳細はこちらから!



## 示談は慎重に!

健康保険を利用して治療を受けた場合、協会けんぽが加害者 に対して医療費の請求をしますが、当事者間で示談をしてしま うと、加害者への請求ができなくなるため健康保険を利用した 治療や保険給付が受けられなくなる場合があります。示談をす る前に必ず協会けんぽへご連絡をお願いします。



全国健康保険協会 宮崎支部 協会けんぽ 宮崎



協会けんぽ

〒880-8546 宮崎市橘通東1-7-4 第一宮銀ビル5階

FAX 0985-35-5393 TEL 0985-35-5364

自動音声でご案内します

案内◐協会けんぽマイナンバー専用ダイヤルに転送します。

案内■業務(給付、任意継続など)

案内目レセプト(レセプト、第三者行為(交通事故等))

案内2保健(健診、特定保健指導など) 案内41企画総務(保険料率、健康宣言など)

各種申請書は郵送でご提出ください。

#### 「協会けんぽマイナンバー専用ダイヤル」を ご利用ください

「マイナ保険証」、「資格情報のお知らせ」、 「資格確認書」や「オンライン資格確認」 等に関するお問い合わせは、下記の専用ダイヤルにお問い合わせください。
\*マイナンバー制度やマイナンバーに関する一般的なお問い合わせくださいはは、国のマイナンバー総合フリーダイヤル(0120-95-0178)にお願いします。

協会けんぽマイナンバー専用ダイヤル

**<b><**0570-015-369

8時30分~17時15分(土日祝日を除く)